

宇部市水道局職員の給与に関する規程

令和四年四月一日

水道事業管理規程第三十五号

沿革		
令和	四年 九月三十日	管理規程第 五十一号 第一次改正
令和	四年十二月二十六日	管理規程第 五十三号 第二次改正
令和	四年十二月二十六日	管理規程第 五十四号 第三次改正
令和	五年 七月 十一日	管理規程第 九号 第四次改正
令和	五年十二月二十二日	管理規程第 十一号 第五次改正
令和	六年 二月二十八日	管理規程第 二号 第六次改正
令和	六年 七月二十五日	管理規程第 十号 第七次改正
令和	六年十二月二十四日	管理規程第 十一号 第八次改正
令和	七年 三月二十五日	管理規程第 十五号 第九次改正

(趣旨)

第一条 この規程は、宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十七年条例第七十三号。以下「条例」という。）の施行に関し、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程で定める給与とは、条例第二条に規定する給与をいう。

(給与の実施)

第三条 職員の受けるべき給与の決定、支給、その他給与の実施は、この規程の定めるところにより、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が行う。

(給料表及び職務の級)

第四条 職員の職務の級は八級に分類し、給料表は別表第一のとおりとする。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第二のとおりとする。

3 管理者は、全ての職員の職務を、第一項に規定する級のいずれかに格付し、同項別表第一の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(昇格及び昇給等の基準)

第五条 職員を新たに採用し、又は昇格（職務の級をその上位の級に変更することを含む。以下同じ。）させるにはその採用し、又は昇格させようとする職務の級の定数に、欠員がありこれを補充しようとする場合であつて、かつ、採用し又は昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。

2 前項の職務の級の定数とは、前条第一項及び第二項の規定に基づいて決定された職員の職務の級ごとの数をいう。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、別表第三に定める初任給基準表に基づき決定する。

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合又は初任給の基準を異にする他の職に移つた場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

5 休職にされ、又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号。以下「地公労法」という。）第六条第一項ただし書に規定する職員が復職し

た場合においては、別に定めるところにより、その復職した日以後において当該職員の号給の調整をすることができる。

6 職員の昇給は、管理者が定める日に、同日前一年間における当該職員の勤務成績に応じて行うものとする。

7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給号数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とすることを標準として、別表第四に定める号給数により、管理者が決定するものとする。

8 五十五歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、職務の級が五級以下である者を除き、「四号給」とあるのは、「二号級」とし、六十歳に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後は、特に良好な成績で勤務した場合を除き昇給させないものとする。

9 職務の級が五級以下である者を五十八歳に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後に昇給させる場合における第七項の規定の適用については、「四号給」とあるのは、「三号級」とする。

10 管理者が定める事由以外の事由によつて昇給日前一年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）の六分の一に相当する期間を超える期間を勤務していない職員の昇給区分は、管理者が別に定める。

11 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことはできない。

12 第五項の号給の調整及び前六項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

一部改正（令和四年十二月二十六日、令和七年三月二十五日）

第六条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十条の四第一項又は第二十二号の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、第四条第三項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、宇部市水道局職員就業規程（令和四年水道事業管理規程第二十七号。以下「就業規程」という。）第五条第四項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

一部改正（令和四年十二月二十六日）

（給料の支給）

第七条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の一日から末日までとし、管理者の定める給料の支給日に給料の月額を支給する。ただし、臨時に特に必要を認めた場合には、月の期間の間において給与期間を短縮し、又は給料の支給日を変更することができる。

第八条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第一項又は第二項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から就業規程第七条の規定による週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによつて計算する。

5 前項により給料額を計算する場合において、当該額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

(給料の調整額)

第九条 管理者は、給料月額が、勤務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の百分の二十五を超えてはならない。

(管理職手当)

第十条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の特殊性に基づき管理規程で定める職にある者に対して支給する。

2 管理職手当の月額は、給料月額の百分の二十五を超えない範囲内において別に定める。(管理職員特別勤務手当)

第十一条 管理又は監督の地位にある職員のうち管理規程で定めるものが臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により次に掲げる勤務をしたときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

一 就業規程第七条第一項の週休日（同条第二項の規定による振り替えた週休日を含む。）又は同規程第八条第一項に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日（同条第二項の規定による指定された休日に代わる日を含む。）における勤務

二 前号に掲げるもののほか、午後十時から翌日の午前五時までの間の勤務で、管理者が特に必要と認めるもの

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において別に定める。

(扶養手当)

第十二条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- 一 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子
- 二 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫
- 三 満六十歳以上の父母および祖父母
- 四 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹
- 五 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万三千円、前項第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの（以下「八級職員」という。）にあつては、三千五百円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を、同項の規定による額に加算した額とする。

一部改正（令和七年三月二十五日）

第十三条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちに管理者にその旨を届け出なければならぬ。

一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合

二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第二号若しくは第四号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合

三 扶養親族たる父母等で第一項の規定による届出に係るものがある八級職員が八級職員以外の職員となつた場合

四 扶養親族たる父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で八級職員以外のものが八級職員となった場合

五 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

一部改正（令和七年三月二十五日）

第十四条 前条により扶養手当の支給を受けようとする者は、別表第五に定める扶養親族（異動）届に戸籍謄本又は戸籍を証明する書類を添付し、その所属長を経由して管理者に提出しなければならない。

2 扶養親族の認定に当たっては、前項の扶養親族（異動）届によって主としてその職員の収入により生計を維持しているかどうかをよく調査して認定し、かつ、その認定に係る事項を別表第六に定める扶養親族簿に記載するものとする。

3 管理者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

一 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者

二 その他の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が国家公務員について適用されている額以上の者

4 職員が虚偽の申請その他により、不正な扶養手当の支給を受けたときは、既に支給を受けた手当はこれを返済させる。

第十五条 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

（住居手当）

第十六条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別に定める職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする

一 月額一万六千五百円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から四千五百円を控除した額（家賃の月額が一万円未満のときは、五千五百円）

二 月額一万六千五百円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から一万六千五百円を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が一万六千円を超えるときは、一万六千円）を一万二千円に加算した額

3 前二項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。（通勤手当）

第十七条 通勤手当は、次に掲げる職員（平成二十六年四月一日以降に宇部市から出向した職員（以下「出向職員」という。）を除く。）に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のための自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下この条において

「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）。が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第二号に掲げる職員 支給単位期間につき、二万一千百円を超えない範囲内で別に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定めるものにあつては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じたときは、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第十八条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関して必要な事項は別に定める。

(時間外勤務手当)

第十九条 正規の勤務時間（就業規程第五条第一項に規定する勤務時間（休憩時間を除く。）をいう。以下同じ。）外に勤務することを命ぜられた職員（出向職員を除く。）には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき第五十条に規定する勤務一時間当たりの給与額の百分の百二十五（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には百分の百五十）を時間外勤務手当として支給する。

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき第五十条に規定する勤務一時間当たりの給与額の百分の百二十五（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には百分の百五十）」とあるのは「百分の百」とする。

一部改正（令和四年十二月二十六日）

(休日勤務手当)

第二十条 就業規程第七条第一項の週休日（以下「週休日」という。）又は同規程第八条第一項に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日（以下「休日」という。）において、勤務することを命ぜられた職員（出向職員を除く。）には、勤務した全時間（休憩時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第五十条に規定する勤務一時間当たりの給与額の百分の百三十五（その勤務が午前零時から午前五時まで、及び午後十時から午後十二時までの間である場合は百分の百六十）を休日勤務手当として支給する。

2 前項に規定するもののほか、就業規程第八条第一項の年末年始の休日における勤務については、勤務一時間につき百分の二十五を加算した額を支給する。

第二十一条 正規の勤務時間外、週休日又は休日において勤務を命ぜられ、正規の勤務時間外又は休日において勤務した時間（休憩時間を除く。）の合計が四十五時間を超えた職員（出向職員を除く。）には、前二条の規定にかかわらず四十五時間を超えた時間に対して、それぞれ次に掲げた手当を支給する。

一 四十五時間を超えて正規の勤務時間外において勤務した時間に対して勤務時間一時間につき第五十条に規定する勤務一時間当たりの給与額の百分の百六十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には百分の百九十）を時間外勤務手当として支給する。

二 四十五時間を超えて休日において勤務した時間（休憩時間を除く。）に対して、勤務時間一時間につき第五十条に規定する勤務一時間当たりの給与額の百分の百七十（その勤務が午前零時から午前五時まで及び午後十時から午後十二時までの間であ

る場合には百分の二百）を休日勤務手当として支給する。

一部改正（令和四年十二月二十六日）

第二十二條 時間外勤務手当及び休日勤務手当の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときはその異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において、一時間未満の端数を生じたときは、三十分未満はこれを切り捨て、三十分以上は一時間とする。

（夜間勤務手当）

第二十三條 正規の勤務時間として、午後十時から翌日の午前五時までの間に、勤務する職員（出向職員を除く。）には、その間に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき第五十条に規定する勤務一時間当たりの給与額の百分の三十を、夜間勤務手当として支給する。

2 前項による夜間勤務手当の支給についての手続は時間外勤務手当支給の例による。

第二十四條 職員に時間外勤務、休日勤務を命ずるときは、その所属長は自己の責任においてよく検討し、一箇月を通じ同一人に対して労働基準監督署に届け出た労働協約に基づいた時間を超える勤務をさせてはならない。

2 職員に時間外勤務又は休日勤務を命じた場合は、勤怠管理システムにより処理する。ただし、勤怠管理システムにより難しい場合にあっては、別表第七の時間外・休日勤務命令及び実績報告書により所属長が処理し、これを給与担当課長へ報告しなければならない。

一部改正（令和五年七月十一日）

第二十五條 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、その月分を翌月の給料支給日までに支給する。

（期末手当）

第二十六條 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十八条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれの基準日から起算して三十日を超えない範囲内において、第四十三条で定める日（次条及び第二十八条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第五十一条第六項の規定の適用を受ける職員及び第三十条で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の七十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の前項各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額

とする。

4 第二項及び前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、給料の月額）とする。

5 係長及びこれに相当する職以上の職にある職員並びに職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員については、前項の規定にかかわらず、同項の合計額に、職務段階等に応じて別に定める職員の区分に応じて給料の月額に百分の二十を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第二項及び第三項の期末手当基礎額とする。

一部改正（令和四年十二月二十六日、令和四年十二月二十六日、令和五年十二月二十二日、令和五年十二月二十二日、令和六年十二月二十四日、令和六年十二月二十四日）

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第二十九条第一項から第三項までの規定による懲戒免職の処分を受けた職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第二十八条第四項の規定により失職した職員

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

一部改正（令和七年三月二十五日）

第二十八条 管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると考えに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する市民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下この条において「一時

差止処分」という。)を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、管理者に対し、管理者が別に定めるところにより、その取消しを申し立てることができる。

3 管理者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、速やかに一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合

4 前項の規定は、管理者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情により、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 管理者は、一時差止処分を行うときは、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

一部改正（令和七年三月二十五日）

第二十九条 第二十六条第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

一 無給休職者（法第二十八条第二項第一号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

二 刑事休職者（法第二十八条第二項第二号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

三 停職者（法第二十九条第一項の規定により停職にされている職員をいう。）

四 専従休職者（地公労法第六条第一項ただし書の許可を受けている職員をいう。）

五 育児休業者（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業をしている職員をいう。以下同じ。）ただし、宇部市水道局職員の育児休業等に関する規程（令和四年水道事業管理規程第二十九号。以下「育児休業規程」という。）第十六条第一項の規定により期末手当を支給されることとなる職員を除く。）

一部改正（令和四年九月三十日）

第三十条 第二十六条第一項後段で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

一 その退職し、又は死亡した日において前条各号の一に該当する職員であつた者

二 その退職の後基準日までの間において、次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となったもの

イ 宇部市職員の給与に関する条例（昭和二十六年条例第二十三号）の適用（交通局を含む。）を受ける職員

ロ 特別職に属する職員

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となったもの

イ 特定独立行政法人の職員（特定独立行政法人の労働に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一号の特定独立行政法人に勤務する者をいう。以下同じ。）

ロ 公庫、公団等の職員（国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二に規定する「公庫等職員」のうち管理者の定めるものをいう。以下同じ。）

ハ 国家公務員（管理者の定めるものに限る。）

第三十一条 第五十一条第六項ただし書の職員は、前条第二号及び第三号に掲げる職員とし、これらの職員には期末手当を支給しない。

第三十二条 基準日前一箇月以内において条例の適用を受ける職員としての退職が二回以上ある者について前二条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって当該退職とする。

（期末手当に係る在職期間）

第三十三条 第二十六条第二項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 第二十九条第三号及び第四号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

二 育児休業者として在職した期間については、その二分の一の期間

三 休職にされていた期間については、その二分の一の期間

四 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による勤務を含む。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業規程第二十八条の規定により読み替えて適用される規程第五条第三項の算出率をいう。第四十条第二項第四号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間

五 臨時的任用職員又は法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下この号及び第四十条において「会計年度任用職員」という。）以外の職員が、臨時的任用職員又は会計年度任用職員として在職した期間については、その全期間
3 公務傷病等による休職者（第五十一条第一項の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）であった期間については前項の規定にかかわらず除算は行わない。

一部改正（令和四年九月三十日）

第三十四条 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける職員となった場合（第一号及び第三号から第六号までに掲げる者にあつては、引き続きこの規程の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれら

の者として在職した期間は前条第一項の在職期間に算入する。

- 一 一般職の職員（交通局を含む。）
- 二 特別職に属する職員（常勤の者に限る。）
- 三 特定独立行政法人の職員
- 四 公庫、公団等の職員
- 五 国家公務員（管理者の定める者に限る。）
- 六 他の地方公共団体の職員（管理者の定める者に限る。）

2 前項の期間の算定については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

（勤勉手当）

第三十五条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して三十日を超えない範囲内において第四十三条で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第三十七条で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第三十八条で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる区分ごとの額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に百分の百五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第二十六条第五項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第三十五条第三項」と、「合計額」とあるのは、「月額」と、「第二項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第二項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

5 第二十七条及び第二十八条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第二十七条中「前条第一項」とあるのは、「第三十五条第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第三十五条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第四十三条で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

一部改正（令和四年十二月二十六日、令和四年十二月二十六日、令和五年十二月二十二日、令和五年十二月二十二日、令和六年十二月二十四日、令和六年十二月二十四日）

第三十六条 前条第一項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

- 一 休職者。ただし、公務傷病等による休職者を除く。
- 二 第二十九条第三号又は第四号のいずれかの規定に該当する者
- 三 育児休業者（育児休業規程第十六条第二項の規定により勤勉手当を支給されることとなる職員を除く。）

一部改正（令和四年九月三十日）

第三十七条 第三十五条第一項後段で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、勤勉手当を支給しない。

- 一 その退職し、又は死亡した日において、前条各号の一に該当する職員であつた者
- 二 第三十条第二号及び第三号に掲げる者
- 2 第三十二条の規定は、前項の場合について準用する。

（勤勉手当の支給割合）

第三十八条 第三十五条第二項に規定する割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合（以下次条において「期間率」という。）に第四十二条に規定する職員の勤務成績による割合（以下第四十二条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

（勤勉手当の期間率）

第三十九条 期間率は、基準日以前六箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第八に定める割合とする。

（勤勉手当に係る勤務期間）

第四十条 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- 一 第二十九条第三号又は第四号までに掲げる職員として在職した期間
- 二 育児休業者として在職した期間
- 三 休職にされていた期間（公務傷病等による休職者であつた期間を除く。）
- 四 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
- 五 第四十五条の規定により給与を減額された期間
- 六 負傷又は疾病（その負傷又は疾病が公務に起因する場合を除く。）により勤務しなかつた期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、管理者の定める期間を除く。
- 七 就業規程第二十二条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間
- 八 育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日が九十日を超える場合には、その勤務しなかつた期間
- 九 基準日以前六箇月の全期間にわたつて勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
- 十 臨時的任用職員又は会計年度任用職員以外の職員が、臨時的任用職員又は会計年度任用職員として在職した期間

第四十一条 第三十四条第一項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。

2 前項の期間の算定については、前条第二項に掲げる期間に相当する期間を除算する。
(勤勉手当の成績率)

第四十二条 成績率は、管理者が別に定める。

一部改正（令和六年七月二十五日）

(期末手当及び勤勉手当の支給日)

第四十三条 第二十六条第一項及び第三十五条第一項前段で定める日は、別表第九の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日（これらの日が土曜日又は日曜日に当たるときは、別に管理者が定める日）とする。

(退職金及び退職手当)

第四十四条 職員の退職金及び退職手当は、宇部市退職金条例（昭和二十九年条例第六十八号）及び宇部市職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年条例第二十五号）を準用する。

2 前項により条例を準用する場合、条例又は規則及び規程中「市長」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

(給与の減額)

第四十五条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときはその勤務しない一時間につき、第五十条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

第四十六条 前条に規定する給与の減額についての基準は、就業規程第十七条による欠勤及び正規の勤務時間中に、上司の許可を受けることなく勤務の場所を離れ、その勤務を怠り、故意に職務を停滞し、又は服務命令に違反して勤務をしない等の場合であつて、その都度管理者が調査の上定める。

2 給与の減額の基礎となる勤務しなかった時間数は、第七条に規定する給与期間の全時間数によって計算するものとする。ただし、時間数に一時間未満の端数が生じた場合は第二十二条に規定する時間外勤務端数計算の場合と同様とする。

3 給与を減額する場合は、減額すべき事由の生じた支給期間の減額すべき給料に対応する額を次の給与期間以降の給与から差し引く。

(給与からの控除)

第四十七条 職員に給与を支給する場合において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。以下「労基法」という。）第二十四条第一項の規定に基づき、当該職員に係る給与から控除することができるものは、次に掲げるものとする。

- 一 山口県市町村職員共済組合の掛金、貸付金の元利償還金及び積立貯金
- 二 宇部市水道局職員互助会の会費、貸付金の元利償還金及び購買代金
- 三 宇部市職員共済会の会費、貸付金の元利償還金及び購買代金
- 四 市営住宅の使用料、国民年金、国民保険の掛金及び局有土地の賃貸料
- 五 団体特別契約の保険料
- 六 労働組合の組合費、労働金庫貸付金の元利償還金及び預貯金

(端数計算)

第四十八条 第四十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額及び第十九条から第二十三

条までに規定する勤務一時間当たりの給与額を算出する場合において、当該額に、五十銭未満の端数を生じた時は、それを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

（給料以外の給与の支給）

第四十九条 期末手当及び勤勉手当を除くこの規程に定める給料以外の給与の支給については、管理者が定めるもののほか第七条及び第八条の規定を準用する。

（勤務一時間当たりの給与額の算出）

第五十条 勤務一時間当たりの給与額は、給与月額に十二を乗じ、その額を一週間の労働時間に五十二を乗じたものから祝日及び年末年始の休日に一日の労働時間に乗じた時間を引いた時間で除した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の勤務一時間当たりの給与額は、常時勤務を要する職を占める職員の勤務一時間当たりの給与額との均衡を考慮した額とする。

3 前二項に定める給与月額とは、労基法第三十七条第五項で定める賃金をいう。

一部改正（令和四年十二月二十六日、令和五年十二月二十二日）

（休職者の給与）

第五十一条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

3 職員が前二項以外の心身の故障により法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

4 職員が法第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。

5 法第二十八条第二項の規定により休職にされた職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前四項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第二項又は第三項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第二十六条第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により第四十条で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、第三十一条で定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第二十七条及び第二十八条の規定を準用する。この場合において、第二十七条中「前条第一項」とあるのは、「第五十一条第六項」と読み替えるものとする。

第五十二条 月の途中で休職者が給与の支給を受けなくなったときの、又は拘禁刑以上の刑に処せられたため失職した者の給料は、給与の支給を受けなくなった日又は失職の日まで日割計算により、これを支給する。

第五十三条 職員が負傷又は疾病（公務上の負傷又は疾病の場合を除く。）のため勤務しない場合は、その勤務しなくなつた日から九十日間を限り、その者が受けるべき給料月額を全額を支給する。ただし、臨時的任用職員を除く。また、本文の期間満了の際、病状により引き続き長期にわたり療養を要するときは、その者の申請（医師の診断書の添付を要する。）により、管理者は、その認定をもつて更に九十日間を限り、その期間を延長することができる。

2 前項の場合、虚偽の申請その他の不正があることが判明したときは、その判明した日の属する月の初日に遡って給料の支給を停止する。

（専従休職者の給与）

第五十四条 地公労法第六条第一項ただし書の規定による許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

（特定の職員についての適用除外）

第五十五条 第十九条から第二十三条までの規定は、第十条第一項に規定する職員には適用しない。

2 第五条及び第十二条から第十五条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3 第十条から第十六条までの規定は、法第二十二条の三第四項に規定する臨時的任用職員には適用しない。

一部改正（令和四年十二月二十六日、令和六年二月二十八日、令和七年三月二十五日）

（給与の口座振替）

第五十六条 給与は職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

（この規程に関し必要な事項）

第五十七条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

（宇部市上下水道局職員の給与に関する規程の廃止）

2 宇部市上下水道局職員の給与に関する規程（平成二十六年管理規程第二十九号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規程の施行前に宇部市上下水道局職員の給与に関する規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

（勤勉手当の特例）

4 職員の勤勉手当については、第三十五条第二項及び第三項の規定にかかわらず当分の間地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十八条第三項の規定により特に必要な場合は加算額等を別に定めることができる。

（令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

5 第二十六条第二項及び第三項の規定にかかわらず、令和四年六月に支給する期末手当の額は、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準

額」という。)から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当を支給しない。

一 再任用職員以外の職員 百二十七・五分の十五

二 再任用職員 七十二・五分の十

(出向職員の給与等)

6 出向職員の給与等は、宇部市職員の給与に関する条例(昭和二十六年条例第二十三号)及び宇部市職員の給与に関する条例施行規則(昭和二十六年規則第十九号)の規定を適用する。

7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日(附則第九項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第四条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第五条第一項、第四項及び第七項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員

二 宇部市職員の定年等に関する条例(昭和五十九年条例第二十二号)第九条第一項又は第二項の規定により法第二十八条の二第一項に規定する異動期間(同条例第九条第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員

三 宇部市職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員(同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

8の二 管理者は、前二項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなった場合には、当該職員にその旨を通知するものとする。

9 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第十一項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第七項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第七項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第四条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特

定日給料月額」とあるのは、「第四条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第七項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第九項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- 12 附則第九項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第七項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

附 則（第一次改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（第二次改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の宇部市水道局職員の給与に関する規程（以下この項及び次項において「改正後の給与規程」という。）中第三十五条の第二項の規定は、令和四年十二月一日から、改正後の給与規程別表第一の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合において、改正前の宇部市水道局職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（第三次改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

（定義）

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 令和三年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）をいう。

二 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。

三 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。

四 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員をいう。
（経過措置）

3 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される宇部市水道局職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第四条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、同条第三項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、宇部市水道局職員就業規程（令和四年水道事業管理規程第二十七号。以下この項及び次項において「就業規程」という。）第五条第三項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与規程第四条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、就業規程第五条第四項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の宇部市水道局職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）第十七条第二項、第十八条、第十九条第二項、第二十条及び第五十条第二項の規定を適用する。

7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第二十六条第三項及び第四項の規定を適用する。

8 改正後の給与規程第三十五条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（次項において「暫定再任用職員」という。）と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

9 給与規程第五条第一項から第四項まで、第六項から第十二項まで及び第十二条から第十六条並びに改正後の給与規程第五条第五項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

10 改正後の給与規程附則第七項から第十二項までの規定は、令和三年改正法附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

附 則（第四次改正）

（施行期日）

1 この規程は、令和五年七月一日から施行する。

附 則（第五次改正）

（施行期日等）

第一条 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の宇部市水道局職員の給与に関する規程（次条において「改正後の給与規程」という。）中第二十六条第二項及び第三項並びに第三十五条第二項の規定は、令和五年十二月一日から、別表第一の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条 改正後の給与規程の規定を適用する場合において、第一条の規定による改正前の宇部市水道局職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（第六次改正）

（施行期日）

1 この規程は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（第七次改正）

（施行期日）

1 この規程は、令和六年七月二十五日から施行する。

附 則（第八次改正）

（施行期日等）

第一条 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の宇部市水道局職員の給与に関する規程（次条において「改正後の給与規程」という。）中第二十六条第二項及び第三項並びに第三十五条第二項の規定は、令和六年十二月一日から、別表第一の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条 改正後の給与規程の規定を適用する場合において、第一条の規定による改正前の宇部市水道局職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（第九次改正）

（施行期日）

1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二十七条、第二十八条及び第五十二条の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

2 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における改正後の宇部市水道局職員の給与に関する規程（以下この項及び第四項において「給与規程」という。）第十二条の規定の適用については、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは、

「五 重度心身障害者

六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とし、同条第三項中「一万三千元」とあるのは「一万千五百円」と、「とする」とあるのは、

「、同項第六号に該当する扶養親族については三千円とする」とする。
(刑法の一部改正に関する経過措置)

3 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮(刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。))第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。))第十三条に規定する禁錮をいう。以下同じ。)に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留(旧刑法第十六条に規定する拘留をいう。)に処せられた者とみなす。

4 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)並びにこの規程の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の給与規程第二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。))及び第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			65
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			66
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			67
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			68
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			69
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			70
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			71
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			72
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			73
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			74
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			75
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			76
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700			77
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000			78
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300			79
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500			80
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700			81
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000			82
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300			83
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500			84
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700			85
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500				86
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800				87
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000				88
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200				89
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500				90
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800				91
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000				92
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200				93
94		299,400	347,400	398,500					94
95		299,700	347,800	398,800					95
96		300,100	348,200	399,000					96
97		300,300	348,400	399,200					97
98		300,600	348,800	399,500					98
99		301,000	349,200	399,800					99
100		301,400	349,500	400,000					100
101		301,600	349,800	400,200					101
102		301,900	350,200	400,500					102
103		302,200	350,600	400,800					103
104		302,500	351,000	401,000					104
105		302,700	351,500	401,200					105
106		303,000	351,900	401,500					106
107		303,300	352,300	401,800					107
108		303,600	352,700	402,000					108
109		303,800	353,200	402,200					109
110		304,200	353,600	402,500					110
111		304,600	353,900	402,800					111
112		304,900	354,200	403,000					112
113		305,100	354,700	403,200					113
114		305,300							114
115		305,600							115
116		306,000							116
117		306,200							117
118		306,400							118
119		306,700							119
120		307,000							120
121		307,400							121
122		307,600							122
123		307,900							123
124		308,200							124
125		308,500							125
標準 時間 勤務 職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	標準 時間 勤務 職 員
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	

別表第一（第四条関係）
一部改正（令和4年12月26日、令和5年12月25日、令和6年12月24日）

宇部市水道局給料表									令和6年4月1日	
号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	号	
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	1	
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	2	
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	3	
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	4	
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	5	
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	6	
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	7	
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	8	
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	9	
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	10	
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	11	
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	12	
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	13	
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	14	
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	15	
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	16	
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	17	
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	18	
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	19	
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	20	
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	21	
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	22	
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	23	
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	24	
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	25	
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	26	
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	27	
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	28	
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	29	
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	30	
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	31	
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	32	
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	33	
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	34	
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	35	
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	36	
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	37	
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	38	
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	39	
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	40	
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	41	
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	42	
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	43	
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	44	
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	45	
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		46	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		47	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		48	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		49	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		50	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		51	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		52	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		53	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		54	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		55	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		56	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		57	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		58	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		59	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		60	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		61	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			62	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			63	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			64	

別表第二（第四条関係）

級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	比較的高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務
3 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4 級	主任等の職務
	係長等の職務
5 級	困難な業務を行う係長等の職務
6 級	副課長等の職務
	課長等の職務
7 級	局次長等の職務
8 級	副局長等の職務

別表第三（第五条関係）

初任給基準表

職 種	試 験	学歴免許等	初 任 給
企 業 職	正 規 の 試 験	上 級	1 級 2 9 号 給
		中 級	1 級 1 9 号 給
		初 級	1 級 9 号 給
	そ の 他		1 級 9 号 給
	高 校 卒		1 級 9 号 給

別表第四（第五条関係）

昇給号給数表

昇給区分	勤 務 成 績 が 勤 務 成 績 である職員	勤 務 成 績 が 勤 務 や や 良好でない職員
昇給の号給数	5 号給以上	4 号給
	4 号給以上	3 号給
	3 号給以上	2 号給
		1 号給

備考 この表に定める上段の号給数は、給与規程第5条第8項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に、中段の号給数は同条第9項の適用を受ける職員とする。

別表第三 (第十四条関係)

扶 養 親 族 (異 動) 届

宇部市水道事業管理者 様

年 月 日 提出

課長	副課長	係長	係員	下記のとおり扶養親族について届け出ます。 (証明書 通添付)				
所 属				(氏 名) 課 係				
担 当	課長	副課長	職員係長	係員				
扶養親族の氏名	続 柄	生年月日	同居 別居	年収額 (職業) 種 類・金 額	異動年月日	届出の理由		
			同・別					
			同・別					
			同・別					
			同・別					
配偶者 (有 ・ 無)			配偶者の有無に変更が生じた日 (年 月 日)					
①「年収額」は、種類ごとにその金額を記入する。 ②「届出の理由」欄には、扶養手当を受ける事実の生じた理由 (婚姻、出生、満60歳以上、退職等)、又は扶養手当の支給を受ける事実のなくなった理由 (離婚、死亡、就職等) をそれぞれ記入する。				上記のとおり認定する。		職員係長	係員	
				支給の 始 期 年 月 分		円		
				支給・増額・減額		円		

別表第六 (第十四条関係)

(下記扶養親族簿には記入しない)

扶 養 親 族 簿								
扶養親族の氏名	続 柄	生年月日	始 期	備 考	年 月 分	支給人員	支給額	摘 要
	妻		年 年 月 月		年 月	人	円	
			年 年 月 月		年 月			
			年 年 月 月		年 月			
			年 年 月 月		年 月			
			年 年 月 月		年 月			
			年 年 月 月		年 月			
			年 年 月 月		年 月			
			年 年 月 月		年 月			
			年 年 月 月		年 月			

書 告 報 績 實 び 及 令 命 務 勤 日 休 ・ 外 間 時

宇 部 市 水 道 局

別表第八（第三十九条関係）

勤務期間		割合
六箇月	六箇月以上六箇月未満	百分の百
五箇月	五箇月以上五箇月未満	百分の九十五
四箇月	四箇月以上四箇月未満	百分の九十
三箇月	三箇月以上三箇月未満	百分の八十
二箇月	二箇月以上二箇月未満	百分の七十
一箇月	一箇月以上一箇月未満	百分の六十
十五日以上	十五日以上十五日未満	百分の五十
十五日未満	十五日未満	百分の四十
零	零	百分の三十
		百分の二十
		百分の十五
		百分の十
		百分の五
		零

別表第九（第四十三條關係）

基 準 日	十二月 一日
支 給 日	十二月 十日